

平成30年度決算に係る健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

本庄市監査委員



本 監 発 第 2 2 号
令 和 元 年 9 月 4 日

本庄市長 吉 田 信 解 様

本庄市監査委員 岩 堀 薫

本庄市監査委員 柿 沼 光 男

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和元年8月8日から同年8月28日まで

3 審査の結果

(1) 健全化判断比率

ア 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	12.62%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	—	17.62%	30.00%
③実質公債費比率	4.2%	3.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	—	350.0%	

(注：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が生じていないため、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を超えているため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

①実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字額はないため、実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は12.62%である。

②連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字額はないため、連結実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は17.62%である。

③実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は3.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。前年度に比べ0.5ポイント改善されており、引き続き財政の健全化に努められたい。

④将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を超えているため、算定されないものの、合併特例債の発行による影響が大きく、地方債の交付税算入率や基金の取崩等により単年度で大きく変化するので、計画的な事業実施を図り、引き続き財政の健全化に努められたい。なお、本市の早期健全化基準は350.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 資金不足比率

ア 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%

(注：資金不足比率については資金不足が生じていないため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

①資金不足比率について

水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないが、引き続き経営の健全化に努められたい。なお、経営健全化基準はそれぞれ20.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。